

市・県民 税 申告は 指定日に

申告相談は 3月16日まで

市・県民税申告相談を日程表4・5ページのとおり実施します。
この申告は、市・県民税を適正に課税するための本資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。
事前に必要な書類を準備し、正しく申告しましょう。

申告が必要な人

- ◇平成21年1月1日現在、一関市に住所があり、20年中に収入のあった人
- ◇給与以外の収入がある人
- ◇国民健康保険に加入している人
- ◇その他、申告する特別な事情がある人

申告書の送付

申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を郵送します。

申告が必要な人で、申告書が郵送されない場合は、下記の問い合わせ先までご連絡いただき、該当する申告会場へ直接お越しください。
申告書が届いても申告の必要がないと判断した人は、申告書にその旨を記入し、下記の問い合わせ先へ持参または郵送してください。

申告書の提出

申告書と必要な書類を持って申告会場へお越しください。
また、郵送でも受け付けます。各種資料を添付し、3月16日(日)必着で郵送してください。
なお、申告書の内容について確認を求める場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

申告の受け付け

昨年と会場が変更になっている地区がありますので、日程表をよく確認してください。
また、会場によっては午前と午後で異なる地区が指定されている場合があります(一部では午前のみ、午後のみを受け付けになる場合もあります)。
なお、出張会場で申告相談を受け付けする期間中は、市役所本庁や各支所での申告相談は受け付けできませんのでご了承ください。

申告に必要なもの

- 申告書
- 印鑑
- 所得内容が分かる資料
 - ▷ 給与、年金所得者…給与、年金などの源泉徴収票または明細書
 - ▷ 事業所得者(営業・農業・不動産所得)…収入・経費の内容が分かるもの。※金額が分かる書類は、必ず申告前に計算をして帳簿の形で取りまとめてください
 - ▷ 農業所得者…農協で発行する「平成20年分農業所得税申告に係る各種証明書」
 - ▷ 磐井農業共済組合から共済金の支払いを受けた人…「共済金払込通知書」
 - ▷ 中山間地域直接支払交付金および産地づくり交付金その他各種交付金を受けた人…その金額が分かるもの
- 所得控除の内訳が分かる資料
 - ▷ 医療費の領収書※申告前に(支払い金額) - (保険金などで補てんされる額)を計算してください
 - ▷ 社会保険料、国民健康保険税、介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書
 - ▷ 国民年金保険料の証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
 - ▷ 生命保険料・地震保険料(損害保険料)の掛け金の証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
 - ▷ 寄附金の領収書など
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳、戦傷病者手帳など
- 配偶者控除などの扶養控除を受ける人…被扶養者の20年間の収入が分かるもの
- その他申告に必要なと思われるもの
所得税の還付が見込まれる人は、振込先金融機関と支店名、口座番号が分かるもの(本人名義のもの)※メモでかまいません

指定日以外の扱い

指定日に都合のつかない人は都合の良い日に該当する会場へお越しください。
また、地区を指定していない

ください(毎週月曜の窓口時間延長の際も受け付けできません)。
予備日も設けておりますので、ご利用ください。

税務署で申告する人

◇税務署から申告の案内があった人
◇税務署から確定申告書が送付され、毎年税務署で申告して

いる人(税務署で確定申告する人は、あらかじめ市・県民税の申告をする必要はありません)

◎問い合わせ先

本庁税務課市民税係
各支所市民課税務係

雑損控除説明会開催

内 容

地震などにより住宅や家財などが被災した時は、所得税・住民税の申告を行うことにより、所得税・住民税が軽減される場合があります。
これらについての説明会を次のとおり開催しますので、お知らせします。
※被災した資産が事業用の場合は、事業上の必要経費になり、雑損控除の対象にはなりませんのでご注意ください。

日 時

1月26日(日)14:00~15:30

会 場

一関自然休養村管理センター(厳美公民館)

◎問い合わせ先

本庁税務課市民税係
一関税務署個人課税第一部門☎④4205

所得税などの障害者控除

内 容

20年12月31日現在で、納税者本人またはその控除対象配偶者、扶養親族に障害者や寝たきり高齢者などがある場合は、所得税と市・県民税の障害者控除が受けられます。

対 象

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人
 - 6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の人(介護保険認定者)
 - 身体障害者手帳などの交付は受けていないが、精神または身体に障害のある65歳以上の人で、その障害の程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる人(介護保険認定者)
- ※②・③は、本庁社会福祉課高齢福祉係または各支所福祉課に申請し、認定書の交付を受けることが必要です。

控除額(本人)

- ◆特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人、寝たきり高齢者など)…所得税40万円、市・県民税30万円
 - ◆障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の人、寝たきり高齢者などに準じる人)…所得税27万円、市・県民税26万円
- ※障害者が控除対象配偶者や扶養親族の場合は、本庁税務課市民税係に問い合わせください。

申告方法

2～3月の確定申告、市・県民税申告の際に手帳または認定書を持参し、各会場で申告してください。

◎問い合わせ先

本庁社会福祉課
①は障害福祉係☎④8355
②・③は高齢福祉係☎④8370
各支所福祉課

おむつ代の医療費控除

内 容

確定申告または市・県民税申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ証明書が必要です。

しかし、次の対象者については、医師の証明書に代えて、市が発行する確認書で控除が受けられます。

認定書の交付対象者

介護保険の要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人
※初めて医療費控除を受けようとする人は、医師の証明書が必要です。

※介護保険施設に入所中の人は、控除の対象となりません。

◎問い合わせ先・申請窓口

本庁社会福祉課高齢福祉係☎④8370
各支所福祉課

地方公共団体への寄附金控除

内 容

平成21年度の所得申告から、地方公共団体に対する寄附金控除について、次のとおり改正になりました。

- ▶ 都道府県・市区町村に対する寄附金のうち、今までは10万円を超える部分について所得から控除していましたが、改正により5000円を超える部分について住民税から控除できるようになりました。
- ▶ 20年1月1日以後の寄附金が対象となり、寄附をした翌年度の住民税から税額控除されます。所得税については、20年分所得から控除されます。

対 象

個人住民税所得割の納税義務のある人

控除方式

税額控除方式

控 除 率

- ①②の合計額を税額控除します。
- ①(地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × 10%
- ②(地方公共団体に対する寄附金 - 5千円) × [90% - 0 ~ 40% (所得税限界税率)] ※住民税所得割の1割を限度

控除対象限度額

総所得金額などの30%(地方公共団体に対する寄附金以外との合計額)

控除を受けるには

所得税の確定申告をする必要があります。
また、所得税がかからず住民税のみが課税される人は、市区町村へ寄附金税額控除の申告をする必要があります。

なお、申告の際は寄附に係る領収書を添付してください。

◎問い合わせ先

本庁税務課市民税係
各支所市民課税務係